# 「第3版 運行管理者試験<貨物>合格教本」法改正情報

本書出版後の法改正情報を掲載いたします。書籍本文の内容よりこの追加テキストの内容が優先しますので、必ずご覧ください。

すべて法改正による変更または加筆です。

(2018 年 11 月 26 日:「3. IT 点呼の対象拡大」を訂正・更新) (2018 年 10 月 29 日に新たに追加した法改正情報)

3. IT 点呼の対象拡大 (〇改正法施行: 平成30年3月30日)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(通達)が一部改正され、「車庫と車庫間」によるIT点呼の実施が可能になりました。

P.282 「(1) IT 点呼の実施」の囲み部分に⑤⑥を<mark>追加</mark>

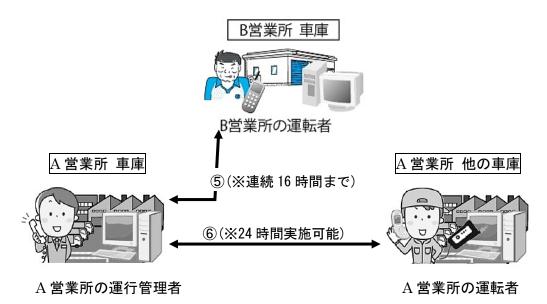
新

⑤ 異なる営業所間における、車庫 ⇔ 車庫

⑥ 同一の営業所における、車庫 ⇔ 他の車庫

P.282 「▼IT 点呼」の図の下に以下のような図を<u>追加</u>

※⑤の矢印は、P282 下段のB営業所 車庫の図に繋がります。



#### P.283 6 行目に追加

新

新

また、⑤は異なる営業所間における車庫と車庫間、⑥は同一営業所における車庫と他の車庫間でのIT点呼であり、平成30年3月の法令改正により新設されました。

P.283 囲み部分「●IT 点呼の実施」の①から⑥

すべて下記の文章に差し替えてください。

- ①運行管理者等は、IT 点呼を行う A 営業所 (IT 点呼実施営業所) または A 営業所の車庫において、A 営業所で管理する IT 機器を使用して IT 点呼を行い、IT 点呼の際は、運転者の所属営業所名と IT 点呼場所の確認をします。
- ②IT 点呼を受ける運転者が所属する B 営業所(被 IT 点呼実施営業所)の運転者は、B 営業所または B 営業所の車庫において、B 営業所で管理する IT 機器を使用し IT 点呼を受けます。
- ③IT 点呼の実施は、1 営業日のうち連続する 16 時間以内とします。(ただし、「営業所と当該営業所の車庫間」(※「▼IT 点呼」の①のケース) および「営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間」(※「▼IT 点呼」の⑥のケース) にあっては時間制限なし)

④AB 営業所間(A 営業所とB 営業所の車庫との間、A 営業所の車庫とB 営業所の車庫との間を含む。以下同じ。)でIT 点呼を実施した場合、A 営業所の運行管理者等は、IT 点呼実施後、点呼簿に記録するとともに、記録した内容を速やかにB営業所の運行管理者等へ通知し、通知を受けたB営業所の運行管理者等は、通知のあった内容、A 営業所の名称および IT 点呼実施者名を点呼簿に記録し、双方の営業所において保存します。

⑤AB営業所間でIT点呼を実施する場合、B営業所の運行管理者等は、A営業所にて適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をA営業所の運行管理者等に伝達します。

P.283~P.284 囲み部分「●遠隔地 IT 点呼の実施」の①から⑥

すべて下記の文章に差し替えてください。

(修正内容は、旧文章の①を削除。②→①、③→②、④→③、⑤→④、⑥→⑤に番号を繰り上げました)

- ①運行管理者等は、A営業所の設置型端末を使用して遠隔地IT点呼を行い、遠隔地IT点呼の際は、運転者の所属営業所名と遠隔地IT点呼場所の確認をします。
- 新 ②B 営業所の運転者は、乗務を開始・終了しようとする地点または、中間点呼を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地 IT 点呼を受けます。
  - ③遠隔地 IT 点呼の実施は、1 営業日のうち連続する 16 時間以内とします。

- ④A 営業所の運行管理者等は、遠隔地 IT 点呼実施後、点呼簿に記録するとともに、記録した内容を速やかに B 営業所の運行管理者等へ通知し、通知を受けた B 営業所の運行管理者等は、通知のあった内容、A 営業所の名称および IT 点呼実施者名を点呼簿に記録し、双方の営業所において保存します。
- ⑤B 営業所の運行管理者等は、A 営業所にて適切な遠隔地 IT 点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を A 営業所の運行管理者等に伝達します。

#### (2018年10月24日までにお知らせした法改正情報)

1. 睡眠不足に起因する事故の防止対策の強化(〇改正法施行:平成30年6月1日)

貨物自動車運送事業輸送安全規則が一部改正され、安全な運転をすることができないおそれの原因の一つとして「睡眠不足」が明確化されました。

#### P.29 「(5) 乗務員の健康状態の把握」の1行目 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

#### P.33 演習問題 1-1「問 6 の肢 3」の 1 行目 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労 <mark>、睡眠不足</mark> その他の理由により

※P.35の本間の解答についても同様の修正をしてください。

### P.36 「(1) 乗務前点呼」の囲み部分の② 追加

旧	② 疾病、疲労その他の理由により
新	② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

#### P.37 「(3) 中間点呼」の囲み部分の② 追加

旧	② 疾病、疲労その他の理由により
新	② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

# P.50 「2.運転者の遵守事項」の囲み部分の② 追加 II ② 疾病、疲労その他の理由により

新 ② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

### P.52 演習問題 1-2 「問 1 の問題文」の 10 行目 追加

旧	ニ D その他の理由により
新	ニ D 、睡眠不足その他の理由により

※P. 58 の本間の解答についても同様の修正をしてください。

# P.53 演習問題 1-2「問 2 の肢 1」の 1 行目 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

※P. 58 の本間の解答についても同様の修正をしてください。

## P.57 演習問題 1-2 「問 7 の肢 1」の 1 行目 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

#### P.68 運行管理者の業務の⑤ 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労、 <mark>睡眠不足</mark> その他の理由により

### P.277 上から 2~3 行目 追加

旧	運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を
新	運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を

### P.312 過去問演習「問4の問題文」の7行目 追加

旧	疾病、疲労その他の理由により
新	疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により

※P.336の本間の解答についても同様の修正をしてください。

## 2. 安全管理規程の設定等の義務付け拡大 (〇改正法施行:平成30年4月1日)

貨物自動車運送事業輸送安全規則が一部改正され、安全管理規程の設定等の義務付けの対象となる事業者の規模が拡大されました。

# P.24 「(1) 安全管理規程」の1行目 **車両数修正**

旧	事業用自動車(被けん引自動車を除く)の数が300両以上の事業者は、
新	事業用自動車(被けん引自動車を除く)の数が 200 両以上の事業者は、

以上

著者 高橋 幸也 技術評論社 書籍編集部